

平成21年 5 月 6 日現在

研究種目：若手研究(B)
 研究期間：2006 ～ 2008
 課題番号：18730392
 研究課題名(和文) 逸脱行為の悪質性評価に関する研究—道路交通法改正をふまえたアクションリサーチ—
 研究課題名(英文) About the bad evaluation by the act of deviating
 研究代表者
 北折 充隆 (KITAORI Mitsutaka)
 金城学院大学・人間科学部・心理学科社会心理学専攻・准教授
 研究者番号： 30350961

研究成果の概要：本プロジェクトでは以上を総合し、違反行為と罰則を個人がどうとらえ、悪質であるという認識が行為の抑止にどうつながっていくのかを検討した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成18年度	1,200,000	0	1,200,000
平成19年度	1,000,000	0	1,000,000
平成20年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	210,000	3,110,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：心理学・社会心理学

キーワード：社会問題・社会的規範・交通問題

1. 研究開始当初の背景

個人が自己の志向性の赴くままの行動を取れば、時に周囲に大きな迷惑をかけ、社会に大きな損害をもたらす。こうした事態を回避すべく、社会規範と呼ばれる行動規範によって望ましいとされる行動が示される。筆者はこれまで、いくつかの研究を通じて社会規範が逸脱行動の抑止、促進に影響する因子を解明してきた。しかし、逸脱に至る認知メカニズムは未だ解明されておらず、今後のさらなる研究が必要とされる。特に悪質性評価(逸脱行為を悪質とする程度)は、これまで検討してきた諸要因を包括する概念であるが、「悪い」と感じる事が行動の抑止にどういった影響力を持つのかは明らかでない。こうした悪質性評価の影響力を測定できれば、得られた知見は罰則の制定や抑止策を練る上で大きな示唆となる。

そこでまず、悪質性評価を罰則がどの程度規定しているのかを探るため、法律の改正をまたいだ縦断調査を実施する。具体的には道路交通法に着目し、改正される前と後で違反行為の悪質性評価や違反の程度がどう変化するのを見たいと考えている。2002年6月に道路交通法が改正され、飲酒運転に関する罰則が強化された。また危険運転致死傷罪が新設され、悪質な交通違反を伴う事故について厳罰化がはかられた。これらが功を奏し、ここ数年の飲酒運転の検挙率・死亡事故率は大幅に低下している。しかし『秦の商鞅』による過度の取締・処罰が民衆を苦しめ、商鞅自身が自ら定めた法律に触れて殺されてしまったといった施政が示すように、罰則強化が住みよい社会につながるかどうかは議論の余地があろう。違反行為に対する罰則は、抑止力を最大限に引き出しつつもその程度が

相応であり、かつ違反者の内省を高める形で適用されなければならない。こうした観点から逸脱行為を捉えた場合、違反に対してどの程度の罰則が適切なのかは極めて重要である。こうした研究は主に法学の領域で進められてきたが、あくまで過去の判例に基づく適切性の議論が中心であり、法を守る個人の心理的な側面には着目されてこなかった。また、社会的ルールが構築されるプロセスを考えたとき、世論や社会的関心は無視できない。法律が作られるのは行為に伴う被害をなくし、社会秩序の安定を図るためである。マスコミの報道や社会問題化が個人の規範意識に何らかの影響を及ぼしているのは明らかであるが、判例にのみ基づいた司法判断は現実社会の情勢を適切に反映するとは限らない。

このプロジェクトでは、罰則と悪質性評価の関連に加えて社会的影響力を変数とし、規範意識の変化を明らかにする。道路交通法(交通違反)を研究対象とするのは、毎年細かい改正が行われており研究対象としやすく、平成18年度も駐車違反の罰則が改正される予定である点がまず挙げられる。また、交通空間における全てのドライバーや歩行者に対して適用され、重軽様々な違反がある。さらに、交通事故は重大な社会問題であり、事故防止策を考えることは大きな社会的意義を持つ。もちろん、ここで得られた知見は交通違反のみならず、広く逸脱行動の抑止策を探る上で極めて有用なのはいうまでもない。

2. 研究の目的

社会規範は心理学の領域において、解釈や説明上のコンセンサスすら確立されていないのが現状である。近年“社会的迷惑”と呼ばれる迷惑行為研究が進められているが、これらも「どんな行為が望ましいか」に主眼が置かれ、多くの他者が取る行動の影響力や、世論や社会情勢といった要因はほとんど扱われてこなかった。例えば交通の流れに乗る(=記述的規範)故の速度違反(=命令的規範)などは、2つの規範の間に志向性の違いが生じている状態であるが、こうした葛藤を扱った研究はほとんど存在しない。実際には、どんな行為が望ましいかを議論するだけでなく、こうした規範の食い違いや悪質性評価に着目し、逸脱行動に至るメカニズムを総合的に検証することが抑止策を練る上でも極めて重要となる。本研究は道路交通法の改正という、現実の社会場面に根ざしたテーマで逸脱行動を多面的に明らかにしようとする試みであり、交通違反に対応する適切な罰則を制定する上でも非常に重要なデータとなる。さらに、研究成果は交通事故の抑止に直接つながる上に広い応用可能性があり、近年問題となっている様々な迷惑行為の解決に

つながる可能性を秘め、社会的な意義も大きい。

交通行動は主に交通心理学の領域で研究されているが、ドライバーの空間認知や運動能力などに着目した研究が多く、道路交通法を守るかどうかなどの心理プロセスを扱った研究はあまり行われていない。また、社会規範の心理学的研究もあまり存在しないが、Cialdini, Kallgren, & Reno(1991)は、社会規範を一般的な当為を示す命令的規範(injunctive norm)と、周囲の他者が取る行動に基づく記述的規範(descriptive norm)の2つに分けて捉えている。この考え方は社会規範が行動判断に影響するプロセスを説明する上で非常に有用であるが、一般的な適切性に関する議論の域を出ていない。本研究は逸脱行動の判断に至る認知プロセスを解明しようとする試みであり、得られた知見は抑止策などを検討する上での基礎データとなる。また、単なる交通違反のみならず、広く社会に見られる様々な迷惑行為のメカニズムを明らかにする上でこれまでの社会規範研究にない視点を提示するものである。

3. 研究の方法

<平成18年度>

悪質性評価を規定する諸要因を洗い出し、逸脱行動に至る認知モデルの解明・構築を目的とした。つまり、ある逸脱行動を「悪質である」「悪いことだからやってはいけない」と評価する場合、それに影響する要因は様々であるが、これまでの研究成果をふまえて以下の観点から文献レビューを通じ、これら規定因に関する理論背景を洗い出してきた。

- (1) 行為の故意性(わざと逸脱行動を取っているか、それを意識していないのかどうか)
- (2) 逸脱行動によって得られるメリットと生じる被害の重篤の程度とのバランス
- (3) 逸脱行動に対して科される制裁の重さや周囲からの白眼視の程度
- (4) 記述的規範(周囲がどのような行動を取っているか)
- (5) 逸脱が発覚し検挙されるリスク(いわゆる“ばれやすさ”)

これらの要因が悪質性評価に及ぼす影響を明らかにし、逸脱判断にいたる認知モデルを解明することを初年度の目標とする。具体的には道路交通法の改正に着目し、これまで検討してきた歩行者の信号無視行動、および駐車違反の持ち主責任の変更(平成18年6月より道路交通法改正)などを材料として用い、上述の諸要因が悪質性の評価にどう影響しているのかについて調査を実施した。

<平成19年度>

前年度に得られた結果を基に、逸脱行動の

抑止に関する効果測定実験を行った。具体的に大学内の自動車の駐車問題、および学内禁煙や授業中の私語などに着目する。さらに、これまで行ってきた違反抑止メッセージの研究成果もふまえ、後部座席シートベルト着用義務化にあわせたフィールド調査プロジェクトを開始した。道路交通法の違反点数制度において、行政処分の決定には違反の継続性・故意性が影響することが多い。道路交通法違反は大きく分けて「点の違反」と「線の違反」に分類される。線の違反とは前もってわかっているながら行う継続的(運転中違反行為が連続する)違反であり、故意に行われる違反が多い。具体的にはシートベルト違反やヘルメット着用違反、重いものでは無免許運転や無車検運転、酒気帯び運転などが挙げられる。これに対して点の違反は瞬時に起こす違反であり、継続性が無く故意の違反ではない人身事故や速度超過などが該当する。一般に点の違反より線の違反の方が違反点数が同じでも罪が重く、免許停止・取消処分の基準が厳しい。これらの点をふまえ、行為の故意性などがどの程度交通違反の悪質性評価に影響するのかを合わせて検討した。

< 平成20年度 >

最終年度はこれまで実施してきた研究知見をまとめ、学会発表や論文としてまとめて世に問うことを主な目的とした。具体的に、これまで研究成果をふまえ、悪質性評価を規定する諸要因に関する先行研究の文献レビューを行い、研究目的の理論的背景について再度の洗い出しをおこない、悪質性の評価にどう影響しているのかについて得られた知見をまとめる形で学会発表を行った。具体的に日本交通心理学会、日本心理学会、日本社会心理学会で発表を行い、いくつか有用な議論を行った。また、学会で議論した他大学の教員が主催するセミナーに呼ばれ、研究紹介をする機会も得られた。これらの目的のため、今年度はモバイルノートPCの購入をおこない、その場でデータを提供したり十分に活用していくことができた。現在得られた知見を投稿論文として執筆中である。

4. 研究成果

シートベルトの着用義務化に関する縦断研究を、2年間にわたって実施した。この結果で特に興味深いのが、“非常に危険な違反行為だと思う”と“周りの人に白い目で見られると思う”の2項目である。言うまでもないが、シートベルトの着用が義務化される前と後で、ベルトをしなくても物理的な危険性が変化することはない。それにも関わらず、結果は施行前と比べて施行後の方が危険性評価は高まっていた。これは、ベルト非

着用がもたらす危険性を熟考するのではなく、単に「やってはいけないことだから危ない」と機械的に反応する傾向を示していると言えよう。“事故に遭ったときのケガを大幅に軽減できる”に調査時期の違いが見られないことがその傍証であろう。また、後部座席のベルト非着用はこれまでむしろ、着用する方が「変わった人」という目で見られることが多かった。しかし取り締まり施行後は、ベルトを着用しない方が白眼視されると評価される傾向が高まっていることが明らかになった。こうした知見をまとめる形で、現在投稿論文を執筆中である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計7件)

- ①北折 充隆・太田伸幸 (2009). Web 調査と質問紙調査の回答比較に関する研究 金城学院大学論集(人文科学編) 6, 印刷中 査読無
- ②北折充隆 (2008). ルール違反を抑止するメッセージとは 教育と医学 56, Pp.28-35. 査読無
- ③北折充隆 (2008). 電車内の迷惑行為評価に関する検討 -悪質行為はKYか?- 金城学院大学論集(人文科学編) 5, Pp.1-7. 査読無
- ④北折充隆・小池はるか (2008). 交通違反の悪質性評価に関する研究-免許歴との関連について- 金城学院大学論集(人文科学編) 4(2), Pp.1-7. 査読無
- ⑤北折充隆 (2007). 一時不停止に関する観察的研究 金城学院大学論集(人文科学編) 4(1), Pp.1-8. 査読無
- ⑥北折充隆 (2006). 授業中の私語に関する研究 -悪質性評価の観点から- 金城学院大学論集(人文科学編) 3, Pp.1-8. 査読無
- ⑦宗方比佐子・北折充隆・大山小夜 (2006). 4年間の大学生活は、学生の意識と行動に何をもたらすのか3-縦断調査による新設学部学生の4年間変遷に関する総合研究-金城学院大学人文・社会科学研究所紀要 10, Pp.13-37. 査読無

[学会発表] (計8件)

- ①北折充隆 ルール形成プロセスに関する縦断的検討(1) -後部座席シートベルト着用義務化について- 日本社会心理学会第48回大会 2009.11.2~3
- ②小池はるか ルール形成プロセスに関する縦断的検討(2) -社会考慮との関連について- 日本社会心理学会第48回大会 2009.11.2~3

- ③北折充隆 Web 調査と質問紙調査の回答比較に関する研究(1)-社会規範に関する心理尺度を用いて- 日本心理学会第72回大会 2008.9.19~21
- ④太田伸幸 Web 調査と質問紙調査の回答比較に関する研究(2)-交通違反の悪質性評価データを用いて- 日本心理学会第72回大会 2008.9.19~21
- ⑤北折充隆 電車内の迷惑行為評価に関する多面的検討 日本交通心理学会第73回大会 2008.6.14~15
- ⑥北折充隆 ドライバーの一時停止行動に関する観察的検討-高速道路出口における車種別に見た停止率について- 日本社会心理学会第48回大会 2007.9.22~24
- ⑦北折充隆 授業中の私語に関する研究-悪質性評価に関する検討- 日本社会心理学会第47回大会 2006.9.17~18
- ⑧ Kitaori, M. Evaluation of Traffic Violation Severity among Japanese Drivers. Poster session presented at the 26th International Congress of Applied Psychology, Athens, Greece. 2006.7.16~21

[図書] (計1件)

- ①北折充隆 (2007) 社会規範からの逸脱行動に関する心理学的研究 風間書房 148頁

[その他]

ホームページ等

<http://www.asahi-net.or.jp/~vu5m-ktor/study.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

北折 充隆 (KITAORI Mitsutaka)

金城学院大学・人間科学部心理学科社会心理学専攻・准教授

研究者番号： 30350961

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：